

JCO の事故による 事実の確認と 現在、今後の 問題

小泉好延

JCO 原子力事故の事実確認

1. 事故の原因

- 1-1. 国の原子力規制当局、科技庁はこの施設で臨界事故が起こった場合の対策、対応を全く予想していないまま、操業を認可した。
- 1-2. 推進・規制がほぼ同一組織のため、規制が甘いことが原因である。国の原子力は1960年代の原子力推進が主、安全規制は従のままで、その後も大きな変更を加えていない。
- 1-3. 国の体制は開発推進と安全規制、防災対策などが、おおむね同一行政組織（主に科技庁）に存在し、分離独立していないため、規制や防災体制は甘い。
- 1-4. JCO において従業員の教育・訓練が欠け、事故の危険性に認識がなかった。また、経済性にも問題があった。

2. 事故の結果起こった事実の確認

- 2-1. 乳幼児を含む住民が被曝した。1キロメートル以内の住民は中性子により被曝した。
- 2-2. 臨界が継続していた事実を長時間確認せず、中性子による住民の被曝が起きていることの認識が大変に遅れた。
- 2-3. 事故による放射性希ガスの敷地外への放出と汚染、被曝の認識はあったが、放射性ヨウ素の放射能汚染確認がなされなかった。
- 2-4. 希ガスやヨウ素などの放射能で周辺住民が被曝した。
- 2-5. 周辺環境が放射能で汚染した。
- 2-6. 消防関係者は被曝した
- 2-7. 自治体職員は被曝した。
- 2-8. JCO 従業員、緊急対策作業者は被曝した。

3. 現在の原子力防災の問題点と責任

- 3-1. 国の事故対応は遅れた。その原因は緊急時の対応が現場で、事実確認→判断→決定→実行 と対応すべきところを 現場→県→国→ ??? 判断しない、できない → 現場に戻ってこない、としたシステムとなっていたことである。この国、地方行政の防災システムは明らかに誤りである。
- 3-2. 国・科技庁・安全委員会は臨界事故、中性子被曝、避難、待避の実行において能力がないことを証明した。
- 3-3. 地方自治体も、事故内容の事実把握、確認、判断、実行のために専門職員スタッフを常備していないことが問題である。

- 3-4. 十分ではないがこの事故による住民の被曝を低減したのは東海村の判断で行った350メートル以内の住民避難の実施と、事故1時間後の那珂町の屋内待避通報だけである。国、県は自らの責任において、住民の避難決定を行わなかった。
- 3-4. 国の行った10キロメートル以内の屋内待避はきわめて遅れた。一方、このような屋内待避は、原発事故において危険を増大させる。チェルノブイリ事故などを参考にと、屋内待避は住民の待避を遅らせ、被曝増大につながる。事故内容によって即、避難も計画すべきである。
- 3-5. JCO 事故による中性子による住民の被曝は国の判断・実行が早く行われたら、少なくできた。従って、住民に対するこの被曝責任はJCO と 国 にある。
- 3-6. 科技庁の責任が最大であること。県、市町村も責任があること。
- 3-7. 周辺住民の避難は遅れたが、しかし東海村の避難決定は被曝を低減したものと評価できる。

4. 早急に必要な防災と規制制度

- 4-1. 現在の安全規制、防災制度を根本から変更すること。
- 4-2. 科技庁・安全委員会の規制、防災は廃止し、新たに原子力規制、防災組織を作ること。
- 4-3. 独立した原子力規制、防災組織は1000名を超えるスタッフで構成し、原子力推進関係の専門家を除くこと。
- 4-4. 参考として、原子力研究所、旧動燃、放医研、消防、国立研究所、大学などから規制、防災に能力を有するスタッフをもって、規制、防災の組織構成とする。ただし、原子力推進開発以外の専門技術者で構成すること。
- 4-5. 避難・待避の決定と実行は現場から。
市町村――>県――>国へ変更すること
- 4-6. 周辺市町村は 専門スタッフを有すること。
常勤スタッフが最低10名程度は必要である。
- 4-7. 県は専門スタッフを有すること。
常勤スタッフが最低数10名程度は必要である。
- 4-8. 国は市町村、県を支え、短期―中期―長期の原子力防災の計画、実施能力を備えること。市町村、県は事故直後、事故後短期（1週間）、中期（1月間）、長期（1月から数年）の対策マニュアルを作成し、具体的な準備を行うこと。直後あるいは短期の避難、待避、などに関する決定権限を持つこと。国は両者の要請に基づき後方支援を行うこと。
- 4-9. 1979年 のスリーマイル島原発事故、と1986年のチェルノブイリ原発事故を想定した原子力防災体制を早急に設立しなければならない。

年表

年度	用件	分類	本文
196300	国際		ジュネーブ第三回原子力平和利用会議では軽水炉コストダウン・新型転換炉・高速増殖炉の開発進展が唱えられる。
196306	計画		原委は「国産動力炉開発の進め方」で天然ウラン燃料・重水減速にしぼる
196409	原委		動力炉開発懇談会発足 実質談合計画か？ メンバー9名産業界電力、5名国研究所・大学、1名行政 有沢登場：国内サイクル論：再処理：Pu燃料：この具体化として燃料加工・再処理・Puリサイクル・濃縮ウラン国内供給の研究を急ぐ事になる。電力：燃料民有・国際供給・安定供給
196409			
196409			転換炉と高速炉：
196409			原子力委員会・原研は転換炉方針電力は難色：高速炉は大いに進める
196507	196507	原委	「動力炉開発の進め方」で開発案1. 政府は燃料・安全性研究 2. 導入炉国産化は電力 3. 転換炉研究継続 4. 高速炉研究開発
196606	開発計画		原子力委員会動力炉開発推進本部設置 高速炉、新型転換炉グループ設置
196607			東海原発16万 運展開始
196607	原子力委員会		災害補償・炉安全基準委員会・動力炉開発委員会を廃止
196607	米国		GE社 高速実験炉臨界
196608	科学技術庁	原原	炉開発課、技術振興課新設
196608	西ドイツ		KBWR 23.7万kw臨界
196609	開発計画		長期計画改訂委員会設置、基本方針など
196609	廃棄物		海洋投棄基本方針を急ぐ要望、原子力委員会から
	動力炉		
196612	開発計画		原子力委員会 新型転換炉概念設計依頼仕様書を承

年表

- | | |
|-------------|---|
| 196612 電力 | 東電はGE社と主要機器について契約 |
| 196612 開発計画 | 原子力委員会動力炉開発推進本部は高速炉研究開発、設計建設計画諮問、新型転換炉設計を発注 |
| 196701 学術会議 | 長期計画に基礎研究重視・安全確保・責任体制を要望 |
| 196703 計画 | 原子力開発利用長期計画案答申 |
| 196703 動燃 | 動燃事業団法成立 同年10月事業団発足 |
| 196703 船 | 原子力船開発基本計画決定 |